

群馬県知事認定獣医師認定要領

第1 目的

豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）は、適切に接種されれば発症の防御に有効な手段であるため、無計画かつ無秩序な接種とならないよう、計画的に実施する必要がある。

この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に規定する知事認定獣医師（以下「認定獣医師」という。）の認定等に関し、必要な事項を定める。

第2 認定対象者

認定の対象となる者は、県内の養豚農場においてワクチン接種を実施することが可能な獣医師とする。

第3 認定基準

認定獣医師として認定を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1 適時性

家畜防疫員によるワクチン接種と同等以上の適切な時期にワクチン接種を行うことができることと認められること。

2 適切性

講習会への参加等により、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。ただし、県内の養豚農場において、家畜防疫員としてワクチン接種を実施したことがある者は、これと同等の知識を有するものとする。

3 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。

第4 申請方法

認定獣医師として認定を受けようとする者は、「認定獣医師認定申請書」（別記様式1）に必要事項を記入し、知事に提出するものとする。

第5 認定審査

1 知事は、認定獣医師認定申請書を受理した場合は、認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。

2 審査の結果、認定した申請者に対しての通知は、第9の1による認定証の交付により行うものとする。なお、申請者が認定基準を満たさないこと等により認定しない場合、知事はその旨を申請者に対して通知する。

- 3 認定獣医師が、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定獣医師認定申請内容変更届」（別記様式2）を知事に提出するものとする。

第6 認定期間

- 1 認定獣医師の認定期間は年度末までとする。
- 2 認定期間終了後も継続して認定獣医師の認定を受けようとする者は、知事が指定する日までに認定獣医師認定申請書を知事に提出するものとする。

第7 認定の取消

認定獣医師が、第3の各基準を満たさなくなったり、その他自らが行うワクチン接種の実施状況について報告がなされない等の認定獣医師に相応しくない事由が発生したとき、知事は認定を取り消すことができる。

第8 認定の辞退

認定獣医師が、その認定を辞退するときは、「認定獣医師辞退届」（別記様式3）を知事に提出するものとする。

第9 認定証の交付等

- 1 知事は、第5の認定審査において認定獣医師の認定を受けた者に対し、認定証（別記様式4）を交付する。
- 2 認定獣医師が認定期間終了後に継続申請しない場合又は認定の取消若しくは辞退があった場合は、認定証を返却するものとする。

第10 認定者の責務

認定獣医師は養豚農場訪問の際、農場内の飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックし、問題点等を確認した場合には、農場主に対してその旨を指摘し、改善点等の助言を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、別に定める日から施行する。ただし、次項の規定は令和3年5月17日から施行する。

（準備行為）

- 2 第4の規定に基づく認定の申請及び第5の1の規定に基づく申請内容の審査は、この要領の施行前においても行うことができる。